

仙高裁総第969号

(庶ろー03)

令和4年12月22日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

仙台高等裁判所長官 森 純子

調停運営協議会の協議結果について

(7月19日付け家二第695号に対する報告)

標記の協議結果の要旨は別添のとおりです。

令和 4 年度調停運営協議会協議結果要旨

第 1 民事関係問題

1 協議問題 1 について

民事調停が直面している課題に対応するため調停委員に求められる技能について

(司会まとめ)

・傾聴能力は必要であるが、そのうえで、争点の見極め能力、結論を見据えて進行する能力、専門的知見を理解して説明する能力が求められ、説明する能力にも、法的知見の比重が大きくなっていることから、その能力の補充が必要であり、また、コミュニケーション能力、すなわち緊張した当事者から情報を引き出す能力、多様な争点から中身を整理して進めていく能力も求められるということについて、認識を共有した。

2 協議問題 2 について

調停委員が必要な技能向上を図る方策について

(1) 事件処理主体としての調停委員会の能力向上の方策について

・新任調停委員について経験豊富な者と組ませたり、裁判官が争点や解決のポイント、聴取事項や提出を求める証拠などを記載した事件共有メモを作成し期日の 1 週間前に調停委員に交付し、それを基に評議を行ったり、各庁様々な工夫をしていた。裁判官が積極的に関与すべきであること、評議における意見交換が重要であることについて認識を共有した。

(2) 調停協会の能力向上の方策について

次のような意見が各庁から述べられた。

・自主研修が重要であり、コロナ禍前は年に 2、3 回調停協会主催で実施していた。裁判官を交えて民事や家事を題材にしていたが、基本的な法的知識を習得するいい機会であった。

- ・控室での雑談や懇親会などで聞ける様々な体験談など、こうした生きた情報が一番役に立つが、やはりコロナのためなかなか機会がない。以前と違って調停委員も仕事などで忙しく、仕事をリタイアして悠々自適という人も少数派になっている。
- ・年1回調停相談会を実施している。一般市民向けの相談会であるが、それも調停委員相互に意見交換を行ういい機会となっている。
- ・退任者の送別会を調停協会主催で行っている。その機会に、退任の調停委員から話を聞く場を設けている。また、今年はイベントとして模擬調停を行い、それが広報のみならず実務の向上にもつながっている。

(裁判官のコメント)

・仙台では新任調停委員の高齢化のためスキルアップを効率的に行う必要があることから令和4年4月から組織的なOJTを実施している。新任調停委員は事前に事案概要メモを作成して事前評議に臨み、早いうちに事情聴取などを担当する。また、相調停委員はベテランとし、事前評議に加え事後評議も行って意見交換する。その上で、新任調停委員は疑問点や感想などを毎回レポートに書き、ベテラン調停委員と調停主任からコメントをもらう。自分で調停を進行する意識を早いうちに持った上で、ベテラン調停委員のやり方を見るので早期にスキルアップを図ることができる。これを新任から1年間続けることになるが、半年やれば一人で調停運営ができるくらいのスキルアップができている。全体のレベルアップにどうつなげるかについて、調停協会の調停100周年行事で元調停委員や弁護士、裁判官とのパネルディスカッションを実施しその様子を撮影したDVDを管内の協会に配布したり、調停協会との意見交換会を2か月に1度の頻度で実施したりしている。また、裁判所の研修と調停協会の自主研修を題材や方法を含め戦略的に連携させて実施することで、管内の調停委員を含めた全体的なスキルアップを図る工夫なども考えていく必要があると考えている。

(参列員等のコメント)

- ・仙台では調停協会で金曜セミナーという研修会を月1回程度行っている。調停委員の技能向上のためには、楽しい雰囲気の中で研さんに取り組むことが大切だと思う。調停がうまく運んで当事者も喜んだという成功体験を通じ、調停委員としての誇りややりがいを持てるよう後押しをしていきたい。
- ・OJTを通じた技能向上が不可欠である。コロナ禍によりインフォーマルな研修の機会がなくなったが、ここで紹介のあった工夫例や取組例を参考に引き続き技能向上に取り組んでいただきたい。また、本日の結果を所属庁へ還元し、裁判官や書記官、他の調停委員と積極的に意見交換するなどして更なる調停運営の改善に貢献していただくようお願いしたい。

第2 家事関係問題

1 協議問題1について

(1) 調停時間の目安について

ほとんどの府では調停時間の目安を設定しており、目安を90分（1回当たりの聴取時間は20分程度）としている府のほか、2時間（1回当たりの聴取時間は30分程度）としている府があった。聴取時間の目安を設定することで時間配分に留意するようになった、待ち時間について当事者の理解を得やすいとの意見が出された。そのほか、目安時間を超過する場合も、担当書記官を通じて裁判官と進行状況を共有しているとの工夫例が紹介された。

(2) 期日間準備の充実について

各府ともに、期日の1週間から2週間前を期限として当事者に資料の提出依頼をしており、期日の空転が少なくなっているとの感想が述べられた。当事者への依頼方法も、調停委員が定型用紙に提出する資料を書いて当事者に交付したり、当事者への意識付けのため、資料を当事者自身に記載してもらったり工夫していた。充実のための書記官との連携については、当事者情報の共有や、書記官による書面の提出管理が紹介され、特に書記官による書面の提出管理が

重要との意見が出された。また、調査官との連携については、調査官立会事件の期日終了後に次回期日の進行について意見交換をしている取組、第3回期日終了後に主任調査官が再インテークを行う取組が紹介された。

(3) 評議について

各庁ともにその実情に応じて評議を積極活用していた。評議を積極活用するに当たってのあい路として、裁判官の数が少ない庁では、評議待ちの時間が長い（20分から30分程度）場合があるとの実情が紹介された。

(4) 電話会議の活用について

代理人が感染症に罹患した際に活用するなど、電話会議の積極活用により調停が迅速に進むようになったとの意見が出された。電話会議のデメリットとして、当事者の表情が見えないことがあるが、今後ウェブ会議の活用が広まるごとで、上記デメリットの解消が期待されるとの意見が出された。

(5) その他の取組（調停委員のスキルアップの方策）について

調停委員が事前に記録を読んで、争点についての予想を2人の調停委員それぞれが書く取組、同一期日の調停経過メモを二人の調停委員それぞれが1枚ずつ書くことで、相調停委員の事件の見方がわかるようにする取組が紹介されたほか、調停委員室で読んだ本の内容を説明することを意識的に行うことで、プレゼンテーションを訓練しているとの紹介がされた。

（参列員等のコメント）

- ・複数の事件が同時に進行する中で、裁判官を含めた多職種との調整を担うのが書記官の役割である。情報の共有化のためのハブとして、また、評議の前さばきや書面の提出管理をしたりといったマネジメントに書記官を活用いただきたい。将来的にデジタル化が進み、書記官の記録化事務が軽減されれば、その余力を更にマネジメントの役割に振り向けることが可能となると考えており、調停委員からも、書記官の関与についてアイディアをいただきたい。

- ・調査官が関与できる事件は一部だが、本日の協議会でその余の事件の実情を

教えていただいた。各庁で調停時間についての取組が行われているが、調査官の立場からすると、調停の構造化（期日の到達点、所要時間、聴取ルール等の確認）をしていることになると思う。調査官は日頃一対一の面接を行うが、調査の一番最初には必ず面接を構造化することを意識して行っている。行動科学の知見を用いて調査・調整するという調査官の役割に鑑みて、調査官関与が必要な事件では積極的に調査官を活用いただきたい。

（裁判官のコメント）

・調停運営の在り方の見直しが着実に進んできていると感じた。調停運営の本質は民事調停と家事調停とでは異なると考えている。民事の場合、当事者は訴訟か調停かを選ぶことになるが、家事は調停前置である。調停委員と裁判官とがタッグを組むという調停の特質をどのように活かしていくのかについて、これからさらに検討していく必要がある。

2 協議問題2について

はじめに、参列員から■家裁におけるウェブ会議導入までの経過（■家裁の準備状況、調停委員への研修）、導入後の状況を説明し、その後に裁判官からウェブ会議利用事件の選定について説明した上で協議を行った。

・裁判所から機器の操作説明等の研修を2回実施してもらった上で本番に臨んだ。本日までにウェブ会議利用事件を2件（いずれも電話会議からの切り替え事件）経験したが、機器の操作は問題なく行うことができた。当事者の声が途切れることもなく、電話会議より聞き取りやすいと感じたし、映像も鮮明で、本人確認や非公開性が確保されているかの確認の際にも問題がなかった。画面を通してだが、初めて当事者の顔や反応を見ることができたので、調停がしやすかった。また、調停委員の反応が当事者に見えるので、当事者も聞いてもらっているという実感が持てると思う。電話会議と比べると、ウェブ会議の方が当事者との信頼関係を結びやすいと感じた。また、一つ不安な点として、当事者が利用する端末においても映像が鮮明に映っているのかどうか気になった。そのほか、ウェブ会議にお

ける調停進行の工夫として、財産分与などの調停では、ヌーボードを活用して整理しながら調停を進めることが有効ではないかと感じた。

(参列員からウェブ調停における留意事項等について配布資料に基づき説明を行った。調停委員からの意見等は以下のとおりである。)

- ・調停の様子がインターネット上にアップされたとき、調停委員は守られるのか不安があるとの意見や、当事者がデスクトップパソコンを使用してウェブ会議に参加している場合、カメラで部屋を360度見せることは難しいのではないかとの意見が出された。

(参列員等コメント)

- ・調査官においても、オンライン面接で得た知見を蓄積している状況である。今後、得られた知見を調停委員会と共有し、安心安全な調停を実現できるように努めていきたい。

- ・家事調停の運営改善は一過性の取組ではなく、継続的な取組が重要である。関係職種が連携しながら引き続き意見交換を行うことが不可欠である。今後、ウェブ会議は支部も含めた全国に拡大していく。当事者のニーズを踏まえたウェブ会議の効果的な活用方法を検討することが重要である。調停制度が100周年を迎える、社会や家族の在り方が変化している中、社会のニーズが変われば調停手続も変化しなければならない。今後デジタル化の波がやってくるが、ウェブ調停はその入り口である。今後も御協力をいただきたい。